

## 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第2回）

日時 平成18年12月27日（水）午後2時

場所 石鳥谷総合支所 3階 大会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 まちづくり基本条例の先進地事例について

4 意見交換

5 次回市民会議の開催について

6 閉 会

## まちづくり基本条例（自治基本条例）対照表

ニセコ町まちづくり基本条例 平成 12 年 12 月 27 日	多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日	草加市みんなでまちづくり 自治基本条例 平成 16 年 6 月 18 日
前文	前文	前文
第 1 章 目的 (第 1 条)	第 1 章 総則 (第 1 条 第 3 条)	第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章 まちづくりの基本原則 (第 2 条 第 5 条)	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本方針と基本原則 (第 3 条 第 5 条)
第 3 章 情報共有の推進 (第 6 条 第 9 条)	第 1 節 基本原則 (第 4 条)	第 3 章 市民の権利と責務 (第 6 条・第 7 条)
第 4 章 まちづくりへの参加の推進 (第 10 条 第 13 条)	第 2 節 市民の役割 (第 5 条・第 6 条)	第 4 章 議員と市議会の責務 (第 8 条・第 9 条)
第 5 章 コミュニティ (第 14 条 第 16 条)	第 3 節 コミュニティの役割 (第 7 条)	第 5 章 市長と市の責務 (第 10 条・第 11 条)
第 6 章 議会の役割と責務 (第 17 条 第 24 条)	第 4 節 市議会の役割 (第 8 条 第 11 条)	第 6 章 市政運営 (第 12 条 第 17 条)
第 7 章 町の役割と責務 (第 25 条 第 35 条)	第 5 節 市長の役割 (第 12 条 第 14 条)	第 7 章 まちづくりの環境整備 (第 18 条 第 22 条)
第 8 章 まちづくりの協働過程 (第 36 条 第 39 条)	第 6 節 市の執行体制 (第 15 条・第 16 条)	第 8 章 まちづくりの参画手続 (第 23 条 第 26 条)
第 9 章 財政 (第 40 条 第 45 条)	第 3 章 情報の共有 (第 17 条 第 20 条)	第 9 章 住民投票 (第 27 条・第 28 条)
第 10 章 評価 (第 46 条・第 47 条)	第 4 章 参画・協働	第 10 章 条例の検証 (第 29 条)
第 11 章 町民投票制度 (第 48 条・第 49 条)	第 1 節 参画・協働 (第 21 条・第 22 条)	第 11 章 委任 (第 30 条)
第 12 章 連携 (第 50 条 第 53 条)	第 2 節 参画の形態 (第 23 条 第 26 条)	附則
第 13 章 条例制定等の手続 (第 54 条)	第 3 節 参画への支援 (第 27 条)	
第 14 章 まちづくり基本条例の位置付け等 (第 55 条・第 56 条)	第 5 章 住民投票 (第 28 条・第 29 条)	
第 15 章 この条例の検討及び見直し (第 57 条)	第 6 章 自治推進委員会の設置等 (第 30 条・第 31 条)	
附則	附則	

伊賀市自治基本条例	久喜市自治基本条例	大和市自治基本条例
平成 16 年 12 月 24 日	平成 16 年 9 月 30 日	平成 16 年 10 月 7 日
前文	前文	前文
第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 5 条)	第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)	第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)
第 2 章 情報の共有 (第 6 条 - 第 11 条)	第 2 章 基本原則 (第 3 条)	第 2 章 自治の基本原則 (第 4 条 - 第 8 条)
第 3 章 市民の参加 第 1 節 市民参加の権利と責務 (第 12 条 - 第 14 条)	第 3 章 市民の権利及び責務 (第 4 条・第 5 条)	第 3 章 市民 第 1 節 市民 (第 9 条 - 第 11 条)
第 2 節 市民参加の制度保障 (第 15 条 - 第 18 条)	第 4 章 市等の責務 (第 6 条 第 8 条)	第 2 節 地域コミュニティ (第 12 条)
第 3 節 市民投票 (第 19 条・第 20 条)	第 5 章 市政運営 (第 9 条 第 15 条)	第 4 章 市議会 (第 13 条・第 14 条)
第 4 章 住民自治のしくみ 第 1 節 住民自治 (第 21 条 - 第 23 条)	第 6 章 議会等の責務 (第 16 条・第 17 条)	第 5 章 市長 (第 15 条・第 16 条)
第 2 節 住民自治協議会 (第 24 条 - 第 28 条)	第 7 章 情報の公開及び共有 (第 18 条 第 20 条)	第 6 章 行政運営の原則 第 1 節 総合計画 (第 17 条)
第 3 節 地域振興委員会 (第 29 条 - 第 32 条)	第 8 章 コミュニティ活動の推進 (第 21 条)	第 2 節 執行機関 (第 18 条 - 第 25 条)
第 4 節 住民自治地区連合会 (第 33 条 - 第 35 条)	第 9 章 参画及び協働 (第 22 条 第 24 条)	第 3 節 財政 (第 26 条 - 第 28 条)
第 5 節 住民自治活動を補完する機構 (第 36 条・第 37 条)	第 10 章 広域的な連携及び協力 (第 25 条・第 26 条)	第 7 章 厚木基地 (第 29 条)
第 5 章 議会の役割と責務 (第 38 条 - 第 41 条)	第 11 章 自治基本条例委員会の設置 (第 27 条)	第 8 章 住民投票 (第 30 条・第 31 条)
第 6 章 行政の役割と責務 第 1 節 行政の責務 (第 42 条 第 45 条)	第 12 章 この条例の位置付け等 (第 28 条・第 29 条)	第 9 章 その他 (第 32 条・第 33 条)
第 2 節 行政運営の方針 (第 46 条 第 50 条)	附則	附則
第 3 節 財務 (第 51 条 第 55 条)		
第 4 節 評価 (第 56 条・第 57 条)		
第 7 章 条例の見直し (第 58 条)		

<p>八戸市協働のまちづくり 基本条例 平成 16 年 9 月 29 日</p>	<p>岸和田市自治基本条例 平成 16 年 12 月 10 日</p>	<p>三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日</p>
<p>前文</p> <p>第 1 章 総則           ( 第 1 条・第 2 条 )</p> <p>第 2 章 基本理念           ( 第 3 条 )</p> <p>第 3 章 権利及び責務           ( 第 4 条 第 9 条 )</p> <p>第 4 章 情報共有の原則           ( 第 10 条 第 12 条 )</p> <p>第 5 章 協働の手法           ( 第 13 条 第 17 条 )</p> <p>第 6 章 協働の推進           ( 第 18 条 第 21 条 )</p> <p>第 7 章 評価制度           ( 第 22 条 )</p> <p>第 8 章 条例の位置付け           ( 第 23 条 )</p> <p>第 9 章 雑則           ( 第 24 条・第 25 条 )</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第 1 章 総則           ( 第 1 条 第 3 条 )</p> <p>第 2 章 市民及び事業者の権利及び責 務           ( 第 4 条 第 7 条 )</p> <p>第 3 章 市議会           ( 第 8 条 第 10 条 )</p> <p>第 4 章 市長、他の執行機関及び職員 の責務           ( 第 11 条 第 13 条 )</p> <p>第 5 章 コミュニティ活動           ( 第 14 条・第 15 条 )</p> <p>第 6 章 協働及び参画           ( 第 16 条 第 20 条 )</p> <p>第 7 章 市政運営の原則           ( 第 21 条 第 29 条 )</p> <p>第 8 章 国、大阪府、他の地方公共団 体及び関係機関との関係           ( 第 30 条・第 31 条 )</p> <p>第 9 章 最高規範性           ( 第 32 条 )</p> <p>第 10 章 条例の見直し等           ( 第 33 条・第 34 条 )</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第 1 章 総則           ( 第 1 条 第 3 条 )</p> <p>第 2 章 市民及び市民自治           ( 第 4 条 第 6 条 )</p> <p>第 3 章 市議会           ( 第 7 条・第 8 条 )</p> <p>第 4 章 執行機関           ( 第 9 条 第 11 条 )</p> <p>第 5 章 市政運営           ( 第 12 条 第 28 条 )</p> <p>第 6 章 参加及び協働           ( 第 29 条 第 35 条 )</p> <p>第 7 章 政府間関係           ( 第 36 条 第 38 条 )</p> <p>附則</p>

<p>豊島区自治の推進に関する 基本条例 平成 18 年 3 月 29 日</p>	<p>札幌市自治基本条例 平成 18 年 10 月 3 日</p>	<p>日進市自治基本条例（案）</p>
<p>前文</p> <p>第 1 章 総則 （第 1 条 第 6 条）</p> <p>第 2 章 区民等 （第 7 条 第 9 条）</p> <p>第 3 章 コミュニティ （第 10 条 第 13 条）</p> <p>第 4 章 区政への参加、協働 第 1 節 情報の共有等 （第 14 条 第 19 条） 第 2 節 区民参加 （第 20 条 第 24 条） 第 3 節 協働 （第 25 条 第 27 条）</p> <p>第 5 章 区議会 第 1 節 区議会の意義及び役割 （第 28 条 第 31 条） 第 2 節 議員の責務 （第 32 条・第 33 条）</p> <p>第 6 章 区長 第 1 節 区長の意義及び役割 （第 34 条 第 37 条） 第 2 節 区の職員 （第 38 条・第 39 条）</p> <p>第 7 章 区政運営 第 1 節 行政運営 （第 40 条 第 44 条） 第 2 節 他機関等との連携 （第 45 条 第 47 条）</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第 1 章 総則 （第 1 条 - 第 5 条）</p> <p>第 2 章 市民 第 1 節 市民の権利 （第 6 条・第 7 条） 第 2 節 市民の責務 （第 8 条・第 9 条）</p> <p>第 3 章 議会及び議員 （第 10 条 - 第 12 条）</p> <p>第 4 章 市長及び職員 （第 13 条 - 第 15 条）</p> <p>第 5 章 行政運営の基本 （第 16 条 - 第 20 条）</p> <p>第 6 章 基本原則によるまちづくりの 推進 第 1 節 市民参加の推進 （第 21 条 - 第 24 条） 第 2 節 情報共有の推進 （第 25 条 - 第 27 条） 第 3 節 身近な地域におけるまちづ くりの推進 （第 28 条・第 29 条）</p> <p>第 7 章 他の自治体等との連携・協力 （第 30 条）</p> <p>第 8 章 市民自治によるまちづくりに 関する施策等の評価及びこの条 例の見直し （第 31 条・第 32 条）</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第 1 章 総則 （第 1 条 - 第 3 条）</p> <p>第 2 章 自治の基本原則 （第 4 条）</p> <p>第 3 章 市民の権利 （第 5 条 - 第 10 条）</p> <p>第 4 章 市民、市議会及び市長等 の役割と責務 （第 11 条 - 第 14 条）</p> <p>第 5 章 参加と協働 （第 15 条 - 第 17 条）</p> <p>第 6 章 市政の組織及び運営 （第 18 条 - 第 25 条）</p> <p>第 7 章 住民投票 （第 26 条）</p> <p>第 8 章 条例の遵守等 （第 27 条 - 第 29 条）</p> <p>附則</p>

我孫子市自治基本条例（案）

前文

第1章 総則

（第1条 - 第4条）

第2章 自治体運営の主体の役割  
と責務

第1節 市民

（第5条 - 第8条）

第2節 市議会と市議会議員

（第9条 - 第11条）

第3節 市長（行政）

（第12条 - 第20条）

第3章 情報共有の推進

（第21条）

第4章 市民参加制度

（第22条 - 第28条）

第5章 協働

（第29条 - 第31条）

第6章 他の団体・関係機関との  
連携

（第32条）

第7章 条例の実効性を高めるし  
くみ

（第33条・第34条）

附則